

第一部 環境局の財務事務等の執行について 概要版

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

環境局の財務事務等の執行について

3. 監査の実施期間

平成20年7月9日より平成21年2月3日まで

4. 事件を選定した理由

神戸市（以下、「市」という。）は、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を初めとする減量資源化を推進しているが、市民1人1日当たりのごみ処理量は依然として政令指定都市の中でも高く、家庭系ごみではワースト1となっている。このような課題を抱える環境事業等に対して、法令等に基づいて財務事務等が適正に執行されているかどうか、事務が経済的・効率的に執行されているかどうかについて監査を実施する必要性が高いと考えられたため選択した。

第2 包括外部監査の結果の概要

本概要書においては、本報告書において項目別に示した指摘、意見及び改善要望のうち主要なものを要約して記載している。指摘、意見及び改善要望の全項目については、別添「指摘・意見等一覧」に記載のとおりである。

1. 計画・条例等について（報告書26-35頁）

市の廃棄物施策はこれまで適正処理が課題の中心であり、分別、リサイクル等は震災の影響もあり遅れていたのが現状である。これに対応して市は従来の「荒ごみ」という区分を止め、平成16年11月から4区分6分別収集を実施している。しかし、地方公共団体毎に分別ルールの違いがあり、それが廃棄物を排出する際の混乱の要因となっている。その代表的な例は、廃プラスチックの取扱いであり、市の分別ルールは全国の都市部の取扱いの大勢と異なっている。国の方針では、廃プラスチックについて「まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、熱回収を行うことが適当

である。」としている。市ではプラスチック類は基本的に「燃えないごみ」として扱っているが、国の方針に沿った廃棄物処理計画を明確に打ち出し市民の混乱を減少させることが最終的に家庭系一般廃棄物処理コストを削減するためにも必要である。

この他、「廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」を遵守しない指定建築物の所有者や大規模事業所に対する指導を強化すべきこと、焼却灰の有効利用が循環型社会を目指す上で必要となるためその検討を進めるべきこと、一般廃棄物処理に係る施策の成果について地方公共団体間で比較可能な評価項目を設定すべきことを意見として述べている。

2. 原価計算の活用について（報告書 36-42 頁）

市では昭和 54 年に全国都市清掃会議が公表した「廃棄物処理事業原価計算の手引」に従って一般廃棄物のごみ処理コストを計算しているが、その結果は原価管理に十分に利用されていない。市は計算結果を分析し原価低減のために活用するとともに、さらに改善された基準である一般廃棄物会計基準の積極的な採用を検討すべきである。

また、既存のクリーンセンターの稼働率はごみの減量・資源化が進んだこと等により近年低下していることから、今後新たな設備計画を行う場合はこのような動向を十分踏まえて計画する必要がある。

3. 人件費について（報告書 43-59 頁）

（1）清掃職員の給与水準

まず、市の清掃職員の給与水準を他の政令指定都市と比較した場合、平均月額給与、期末勤勉手当ともに 2 番目に高い水準にある。また民間類似職種企業との平均給与比較では 1.70 倍もの賃金格差があるとされている。市はこれまでも給与引下げを行ってきたが、官民賃金格差の是正をこれまで以上に推進していく必要がある。

次に、労務職員の給料表は 5 級制を採っており、それぞれの級に対応する標準的な職務内容が定められているが、実際にはこのような職務実態に応じた級別職員構成分布とはなっていない。この現象は平成 19 年 3 月の労務職員の給料表改正に伴い過渡的に生じたものとのことであるが、今後の退職及び新規採用等の予定を踏まえ職員構成適正化の計画を策定すべきである。

なお、この平成 19 年 3 月の労務職員の給料表改正時に、給料表引下げに対する現給保障に加え、それまで支給されていた調整額及び特殊勤務手当の一部を本給に繰り入れる措置が採られた。この結果、監査のサンプリング対象となった 12 名全員の給料が現在の給料表の当該号級の金額を超え、うち 5 名の給料が給料表の最高給を超えていた。調整額等の本給繰入措置は、現在市が示している技能労務職員等の給与等見直し方針に整合しない取扱いである。また、この措置は市議会の議決対象でもなく、市民に対して十分に説明された形跡がない。この点で説明責任上問題があ

ったといえる。労務職員の人件費については市民の関心が高いことから、市は今後このような人件費に係る取扱いの変更を行う場合はその内容と趣旨を市民に適切に説明すべきである。

この他、職員定数管理を徹底すべきこと、定数削減のために安易にクリーン神戸リサイクル株式会社（市の25%出資団体）への外注に代替すべきでないことを意見として述べている。

（2）特殊勤務手当

市は、基準収集運搬回数を超える収集運搬には勤務の「特殊性」を認め、環境業務手当（定率制加算手当）支給の対象としている。現在の基準収集運搬回数は平均収集運搬回数を主たる基礎として設定されているが、収集運搬回数の多寡は作業の効率性にもよるし、基準積載量との関係でごみの質にも左右される。従って、回数が多かったことをもって業務自体の「特殊性」を認定することは妥当とは考えられないため見直しが必要である。

また、班長手当については、班長という地位に立つことにより班員の健康面での管理も含めた監督者的な業務に従事しているのに対し、それが給与面で評価されていないことから支給するものとしている。しかし、特殊勤務手当は、本来業務の「特殊性」に対して支給されるべきものであり、班長としての業務内容がそれに該当するとは考えられない。班長手当の必要性について再検討すべきである。

（3）出張旅費

現在、出張旅費に係る精算にあたっては自己申告のみで足り、領収証等の証憑の添付は要求されていない。市の旅費条例によれば、出張旅費に係る概算払額より旅費を安く抑えたとしても変更の申請をしなければそのまま概算払を全額もらえるということになる。しかし、会計検査院の検査結果や過去の旅費請求に係る不祥事等を勘案すると、市においても旅費の概算払いの場合は事後的に精算手続を行い領収証等の証憑の添付を義務付けることが必要である。

4．クリーン神戸リサイクル株式会社について（報告書 60-72 頁）

市が締結する委託契約においては、クリーン神戸リサイクル株式会社（市の25%出資団体。以下CKR）との契約が平成19年度は全体の37%を占めており、その殆どが特命随意契約によるものである。市は特命随意契約の理由として豊富な経験及び知識を有していることや実績があり業務に精通していることを挙げるが、大部分の委託業務は、排他的な特殊技能を要するものないしCKRが専門性を有するものではない。地方自治法の原則に基づき、競争入札が可能な契約についてはできるだけこれを導入し、公正性及び競争性が確保されるよう努めるべきである。

また、現に行われている CKR との契約には以下のような問題点がある。まず、市の作成する予定価格の算定方式が前年度実績額を基礎としていることである。市は、これまでの契約実績や複数の同業者から見積書等の関係資料を入手する等して、独立して予定価格を算定するべきである。仮に CKR の見積しか入手できない場合であっても、それをそのまま予算要求額 = 予定価格とするのではなく、見積の内容を精査すべきである。

次に、CKR の見積方法にも以下のような問題がある。CKR は、人件費の見積積算単価に「市非常勤嘱託報酬基準」を、一般管理費は人件費及び物件費の 6% という数値を一律に適用している。その根拠は毎年の実績ベースであるとの説明を市から受けたが、市はもともと契約額と同一の金額を実績金額として報告を受けているだけであるので、実績を十分に把握しているとは考えられない。

以上により、市は CKR と契約を締結する際は見積金額を精査する必要がある。

5 . ごみ処理業務について (報告書 73-100 頁)

(1) ごみ収集体制

市は、市有車 79 台及び備車 88 台のパッカー車を使用して家庭系ごみの収集業務を行っている。まず道路交通法上の基準を超えた積載を行っているパッカー車が散見されたため是正を求めている。

次に、88 台という備車台数であるが、昭和 53 年以降この台数に固定化されていることについて市から明確な根拠が提示されなかった。ごみ量、市有車台数等現在の条件を勘案した上で、合理的な根拠に基づき備車台数を決定することが必要である。

また、現在、市ではパッカー車 1 台につき 3 人体制により収集業務を行っているが、効率化推進のため、可能な範囲で 2 人乗車体制の検討が必要である。

最後に、ごみ収集運搬業務の委託化の問題である。事業系ごみの収集業務はすべて許可業者が行っているが、家庭系ごみについては備車契約を除けば市が直営で実施しており、今後も直営を維持する方針とのことである。しかし、前述のように人件費の官民格差が 1.70 倍もあること、そもそも清掃事業は最も官民競争が馴染む現業分野と考えられること、市の交通事業において民間委託が進められていること、また他都市で委託化が行われていること等を鑑みれば、清掃事業は外注化を現状以上に進めることが適切である。もっとも全部を外注にすることにはリスクもあるため、段階的に外注化を進め、適正な外注の割合を見出す必要がある。

以上のほか、業務フローに関連して改善要望 6 点を挙げている。

(2) 中間処理施設

布施畑環境センター内の破砕選別施設内で、市職員と委託業者であるクリーン神戸

リサイクルの業務体制が明確に区分されていなかったことについて改善を求めている。

(3) 資源リサイクルセンター

資源リサイクルセンター管理運営業務委託において、現在、業者との間で管理運営経費を精算しないこととしているが、新たな契約においては処理量の増減に伴う管理運営費の精算について検討すべきである。

また、市の排出したペットボトルベール品に係る評価が最下位であることから、市はペットボトル回収時における分別の徹底や排出マナーの向上等の啓発活動を積極的に実施することにより、市民のリサイクルに対する意識をさらに高めるべきである。

(4) クリーンセンター

残滓運搬業務を行う請負業者の過積載が見られたため是正を求めている。

このほか、時間外勤務命令簿の正確な記入を求める意見、請負業者に実施させている灰クレーン始業点検業務を契約書及び仕様書に明記することを求める意見、業務フローに関連する改善要望3点を挙げている。

(5) 埋立処分地

現在稼働中の主要な埋立処分地の一つ布施畑環境センター（昭和47年埋立開始）の設置に当たって市は土地の買収を行ったが、総面積のうち46%は借地のままである。設置時は短期的な利用が想定されていたが、新規に埋立処分地を確保することが困難なことから埋立量を減量し延命化を図ってきた。このため、賃貸借契約も長期化し、賃借料の更新時の条件についても地主側の強い意向が反映され、一般的な民間賃料設定の考え方と異なったものとなっている。その結果、平成19年度の支払賃借料は235百万円（昭和47年当初は7百万円）に上っており、市に今後長期にわたる多額の負担をもたらすことが懸念される。

市公有財産関係例規集にも明記されているように、埋立処分地等長期的な利用が想定される場合は買収の手法によるのが原則であり、また当初の買収が困難であったとしても過去の契約更新時等に買収に切り替えることも検討すべきであったと考えられる。

現時点では、布施畑環境センターの埋立完了後の維持管理費用の見積り、土地返還時の要件及び跡地利用計画等については何ら具体的には詰められていない。このことは、ほぼ全体が市所有地であり、埋立終了後墓園としての利用計画が定まっている淡河環境センターとは対照的である。布施畑環境センターの将来のビジョンを描いて市民に十分説明をしていくこと及び廃棄物処理をとりまく環境変化に応じてき

め細かな計画・試算の修正をしていくことが必要である。

このほか、時間外勤務命令簿の命令印について所属長が適正に押すことを求める意見、事業系ごみの分別ルール違反について排出事業者への指導の強化を求める意見、業務フローに関連する改善要望 1 点を挙げている。

6．財産について（報告書 112-134 頁）

市が保有しているごみ収集車 297 台のうち通常業務に使用していない 36 台は、ごみ量増加時の対応に備えて保有しているが、多くが年式の古いものであり更新の予定がないものである。市は、市民サービスを低下させないために、現状台数を維持したいと考えているが、予算面では保有台数の減少が要請されており、過渡的に更新が認められる台数よりも多くの台数を保有している。今後、行政サービスの確保とコスト管理の双方の要請を充たすよう予備車を適正台数に縮減した収集運搬体制を確立することが望ましい。

次に、公用自動車管理規程では公用自動車使用承認等と運転日報の双方の整備が求められているが、視察を行った事業所等ではいずれか一方は作成されているものの双方とも整備されているところはなかった。同規程の遵守が必要である。

また、プラント・システム関連の保守点検・維持更新の費用は多額に上るが、これらは最初に建設した施工業者と随意契約でなされることが多い。大規模改修工事についても同様である。現在、新規のクリーンセンターの整備が検討されているが、建設当初に取得費用だけでなく、設備のライフサイクルを見通したコストを見積り、それが低廉な業者を選定することが望まれる。また、大規模改修工事についても多額の支出を伴うものであることから、コスト面、契約取引の透明性の確保のために第三者を含む検討委員会等で十分に検討すべきである。

以上のほか、全般的に財産の管理には改善すべき点が多いといえる。まず、プラント・機械設備は、地方自治法及び市関連規則に基づき財産として公有財産台帳或いは備品台帳に登録されるべきであるが、いずれにも登録されていなかった。また、資源リサイクルセンター管理運営業務委託において受託者に貸与している物品について仕様書に従った管理が行われていなかった。これらを含め、財産の台帳への正確な記録とその活用を求める指摘・意見等 9 つを挙げている。

7．し尿処理・美化センター運営業務・河川環境整備事業について（報告書 135-137 頁）

河川環境整備事業に係る請負契約において、入札における競争性の強化が必要である。

以上

〔環境局の財務事務等の執行について - 指摘・意見等一覧〕

意見等の数

項 目	指 摘	意 見	改善要望
・計画・条例等について	0	5	0
・原価計算の活用について	0	3	0
・人件費について	0	8	0
・クリーン神戸リサイクル株式会社について	0	2	0
・ごみ処理業務について	3	11	7
・財産について	5	3	2
・し尿処理・河川環境整備事業について	0	1	0
合 計	8	33	9

「指摘」：法令規則等に抵触する事項或いは著しく不当な事項について修正を求めるもの

「意見」：主として3E（経済性・効率性・有効性）の観点から改善提案を述べるもの

「改善要望」：主として業務フローに関連する事項で、指摘・意見には至らないが、市に対して今後の改善を要望するもの

以下は、報告書に記載した【指摘】、【意見】及び【改善要望】の一覧である。

指摘	意見	改善要望	項 目	要 約	頁
	1		・計画・条例等について	<p>廃プラスチックの熱回収の早期検討を求めるもの</p> <p>市では、廃プラスチックを「燃えないごみ」として扱っているが、国の方針は「まず発生抑制、次に再生利用、最後に熱回収」が適当としていることを踏まえ、これに沿った廃棄物処理計画を明確に打ち出す必要がある。国の方針に沿った分別ルールの一掃が、市民の混乱を減少させ、最終的に家庭系一般廃棄物処理コストを削減するためにも必要と考える。</p>	29
	2		同上	<p>建設資材廃棄物引渡完了報告書の提出を促進すべきもの</p> <p>条例の趣旨を達成するために、建設資材廃棄物引渡完了報告書の回収をさらに促進するべきである。早期の提出を求める督促は毎月行われているが、すべての相手先に実施されているわけではない。未提出先に対し再度提出を促すとともに、提出しない業者に対する勧告や公表を行う等の処分を行えるよう検討するべきである。</p>	30

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	3		同上	<p>廃棄物減量等計画書の提出を促進すべきもの</p> <p>指定建築物の所有者は、規則で定めるところにより、「減量等計画」の提出義務があるが、これを提出していない事業者に対する勧告・氏名の公表等を行うことを検討すべきである。</p>	30 ~ 31
	4		同上	<p>焼却灰の有効利用に係る市場需要調査及び正確なコスト比較を求めるもの</p> <p>国の方針として、灰溶融化による焼却灰の有効利用を促進することが明記され、市自体も循環型社会を目指すならば、焼却灰の有効活用についても継続的に検討していくことが望まれる。このような観点から、溶融固化物の市場調査及び代替案についてのコスト比較を継続的に行い、最終処分地の状況等も踏まえて焼却灰の有効活用案を検討していく必要がある。</p>	32 ~ 33
	5		同上	<p>地方公共団体間で比較可能な一般廃棄物処理に係る評価項目の設定を求めるもの</p> <p>一般廃棄物基本計画により市の掲げる減量目標はどれも重要なものであるが、全て一定時点を基準年として削減率を目標とするものであり、他の市町村との比較分析が可能なものではなく、評価の結果、市の全国における水準等が分かるものでもない。循環型社会づくりが喫緊の課題となっている状況を鑑みれば、類似団体との比較が可能な評価体制の構築が望まれる。</p>	34 ~ 35
	6		・原価計算の活用について	<p>現行の全都清方式による原価計算結果の活用を求めるもの</p> <p>市は、全都清方式による原価計算結果を、ごみ処理業務の一層の効率化を進めるために、「原価管理」目的にも活用を検討すべきである。</p>	40

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	7		同上	<p>一般廃棄物会計基準導入の検討を求めるもの</p> <p>環境省は一般廃棄物会計基準の市町村への導入を推進している。この導入に当たっては退職手当に関するデータを収集する等の新たな作業が必要となるので、市はこれらの作業を計画的に行っていくことが望まれる。</p>	41
	8		同上	<p>クリーンセンターの稼働率の低下傾向に留意を求めるもの</p> <p>クリーンセンターの稼働率のごみの減量・資源化が進んだこと等により近年低下し、クリーンセンターの焼却能力に余裕が出てきている。現在、既存クリーンセンターの大規模改修工事や第11次クリーンセンターの新設等の検討が行われているが、これらを計画するには以上のようなごみ処理量の減少傾向を十分に考慮する必要がある。</p>	42
	9		<p>人件費について</p> <p>1. 清掃職員の給与水準等</p>	<p>職員定数管理を徹底すべきもの</p> <p>環境局は「行政経営方針」に従って平成16年度から平成20年度にかけて順次人員削減を行ったとしている。しかし、平成20年5月1日時点では、人事課の示した定員と実員との間には差異がある。行政経営方針の「総定数管理」等の趣旨を踏まえ、所属毎も定数に従った配置を早期に達成する必要がある。</p>	44
	10		同上	<p>環境局業務の外部委託先について留意を求めるもの</p> <p>環境局においてこれまで削減された人員分の作業は、外郭団体への外部委託で代替されているケースが多く、外郭団体で、これらの業務に従事しているのは、市を退職したOBである。安易に外郭団体を利用するのではなく、当該業務に最適な委託先を選定することが望まれる。</p>	44～ 45
	11		同上	<p>地域民間給与のさらなる反映を求めるもの</p> <p>労務職員の給与の決定方法は、労使交渉で決定されるという特殊性はあるものの、官民賃金格差の是正をこれまで以上に推進していく必要があり、市はこれに向けた適切な措置をとることが必要である。</p>	46

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	12		同上	<p>級別職員構成の適正化に努めるべきもの</p> <p>環境局の級別職員構成については現状では必ずしも職務実態に応じた分布とはなっておらず、また今後の職員構成等の適正化の見通しが示されていない。過渡的にこのような事態が生じたとすれば、今後の退職及び新規採用等の予定を踏まえ、職員構成適正化の計画を策定するべきである。</p>	50
	13		同上	<p>労務職員の給料・手当に関する情報の開示の充実を求めるもの</p> <p>環境局労務職員の人件費に係る重要な変更について市民に対し、十分に説明が尽くされたとは言えず、またこれに関する情報の開示が十分ではなかった。市は今後労務職員の人件費の変更を行う場合はその内容と趣旨を市民に適切に説明すべきである。</p>	53
	14		2. 特殊勤務手当	<p>環境業務手当の見直しを求めるもの</p> <p>定率制加算手当、応援手当さらに欠務手当については合理性に乏しいので、再検証すべきである。</p>	56～ 57
	15		同上	<p>班長手当の見直しを求めるもの</p> <p>市は総作業長手当・作業長手当については廃止した。一方、班長手当については、班長という地位に立つことにより班員の健康面での管理も含めた監督者的な業務に従事しているのに対し、それが給与面で評価されていないことから存続させた。しかし、特殊勤務手当は本来、業務の「特殊性」に対して支給されるべきものであり、上記のような班長の業務内容がそれに該当するとは考えられない。班長手当の必要性について再検討するべきである。</p>	57
	16		3. 出張旅費	<p>旅費の実費精算を求めるもの</p> <p>旅費に関しては基本的に渡し切りの性格を有しており、実費精算をしないことが常態化している。市においても旅費の概算払いを行う場合は事後的に精算手続を行い領収証等の証憑の添付を義務付けることが必要である。</p>	59

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	17		・クリーン神戸リサイクル株式会社（CKR）について	<p>CKR との契約方法の見直しを求めるもの</p> <p>CKR との随意契約は全て特命によるものであり、その理由として豊富な経験及び知識を有していることや実績があり業務に精通していることがあげられている。これらの理由は契約履行の安全性確保という観点からは十分に理解しうるところであるが、あくまでも委託先選定における一つの要素であり、特命随意契約の選定理由としては不十分である。</p>	71
	18		同上	<p>CKR との契約締結時に見積金額の精査を求めるもの</p> <p>CKR との契約は大半が特命随意契約であり、しかも長期間にわたるものが大部分を占めている。長期間にわたる業者の固定化は、契約金額を固定化させ競争性が確保されず、経済性・効率性を損なうおそれがある。</p>	71
1			<p>・ごみ処理業務について</p> <p>1. ごみ収集体制</p>	<p>パッカー車の過積載について改善を求めるもの</p> <p>家庭ごみ収集車両（パッカー車）で積載量上限の2000kgを超えて収集業務をしているのが散見された。法令遵守を徹底すべきである。</p>	76
	19		同上	<p>備車台数（88台）の根拠を求めるもの</p> <p>民間からのパッカー車の備車台数は徐々に減らされていったが、昭和53年以降88台という台数は固定化されている。ごみ量、市有車台数等現在の条件を勘案した上で、合理的な根拠に基づき備車台数を決定することが必要である。</p>	76～ 77
	20		同上	<p>2人体制を含め乗車体制の検討を求めるもの</p> <p>家庭ごみの収集運搬業務については、パッカー車1台に対して運転手1名、作業手2名を基本的な収集体制としているが、安全性を確保しつつも2人体制が可能な地域については、段階的な実施を検討すべきである。</p>	77
	21		同上	<p>民間委託の拡大を検討すべきもの</p> <p>市の場合、委託について検討したことがないわけではないが、直営を維持する方針は変わらないという。人件費の官民格差が1.70倍もある状況において、委託割合の増加を本格的に検討する必要がある。</p>	78～ 79

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
		1	同上	<p>作業日報に作業場所を記入すべきもの</p> <p>作業日報の収集町名欄に実際に収集業務を行った場所が記載されていないものが多く見られた。収集業務に従事している者にとっては記載がなくても支障が生じないのかもしれないが、収集したごみの量等の場所別データは重要な資料となりうることから、収集場所を明記すべきである。</p>	80
		2	同上	<p>排出指導における事業所と車庫の協働を求めるもの</p> <p>灘事業所は主としてごみ排出において排出ルールが守られていないクリーンステーション等を対象とし、東部車庫は主として危険物排出に係る指導を中心に行っているということであった。灘事業所及び東部車庫とも同エリアを担当することから、排出指導に当たってはこれらが連携することにより効率的・効果的に進めることが望まれる。</p>	81
		3	同上	<p>灘事業所において効果的な排出指導の在り方を検討すべきもの</p> <p>灘事業所の排出指導において、希望者に対して所属長が命令し時間外勤務をさせることは評価できるが、人数の偏り等の弊害も起こりかねない。事業所として必要な作業について人数配置を行い、それが不可能な分については可能な者と交代させる等の方策を採るべきである。</p>	81
		4	同上	<p>余剰の清掃作業服等の管理と有効活用を求めるもの</p> <p>新品の作業服等が雑然と倉庫に積まれていた。厚生物資は事業所の支給要望に基づいて支給されるが、この要望を行う際に在庫分はカウントされていないのが実態である。余分な分は本庁に返品して使えるもののみを再度支給の対象とする等、有効活用の方法を検討する必要がある。</p>	83

指摘	意見	改善 要望	項目	要約	頁
	22		2. 中間処理施設	<p>破碎選別施設内でのCKRへの委託業務と市職員の作業との混交が見られるため、これら業務体制の改善を求めるもの</p> <p>破碎選別施設内では、破碎機2機を稼働しているが、これら2機に係る中央管制、クレーン操作、不適物除去、ポイラー点検業務が、市職員7名とCKR職員7名(全員市OB職員)からなる2組によって分担される業務体制となっていた。今後は、市側と受託業者側において業務体制がより明確に区分されるよう委託契約の内容の厳格な適用を図る必要がある。</p>	84
	23		3. 資源リサイクルセンター	<p>管理運営経費の精算について委託業者選定委員会での検討を求めるもの</p> <p>処理量の増減に伴う管理運営経費の増減については一定の配慮が必要である。従って、新しい受託業者となる平成23年度以降の契約については、処理量の増減に伴う管理運営費の精算について検討すべきである。</p>	89
	24		同上	<p>市の排出ペットボトルの評価が最下位であるため、資源物回収における積極的な啓発活動を求めるもの</p> <p>市はペットボトル回収時における分別の徹底や排出マナーの向上等の啓発活動を積極的に実施することにより、市民のリサイクルに対する意識をさらに高めるべきである。</p>	89～ 90
2			4. クリーンセンター	<p>残滓運搬業務における過積載について改善を求めるもの</p> <p>残滓運搬車両で積載量上限である10,000kgを超えて運転をしている者があり、法令遵守を徹底すべきである。</p>	93～ 94
		5	同上	<p>保守点検業務の作業計画の策定を求めるもの</p> <p>行政職技術職員による保守点検業務等については作業計画が作成されておらず、また作業日報等で実施作業も報告されていなかった。臨機応変な対応が求められる業務であるとしても保守点検業務は計画的に進めることが適切であることから作業計画を事前に策定することが望ましい。</p>	96

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	25		同上	<p>時間外勤務命令簿の正確な記載を求めるもの</p> <p>特定の設備に係る行政職技術職員の平成 19 年 5 月の時間外勤務命令簿を調べたところ、用務内容がすべて「事務処理」となっていた。時間外勤務命令簿には用務の実態を記載するとともに、命令権者は用務内容を適切に確認することが必要である。</p>	97
		6	同上	<p>諸日報の回覧・押印の必要性について見直し、事務の簡素化を検討すべきもの</p> <p>各種日報については、どの階層までチェックの必要があるのかを再度検討したうえで、確認印の数や階層を決めるべきである。事務作業の効率化のためにも、書類の回覧・押印はなるべく簡素化されるべきであり、その中でも異常事態等については必ず上位者に報告されるような仕組み作りが望まれる。</p>	97～ 98
	26		同上	<p>残滓運搬契約業者に始業点検業務を実施させることについて契約書・仕様書への明記を求めるもの</p> <p>灰クレーン始業点検チェックシートを調べたところ、担当者印は残滓運搬契約の請負業者の作業員が押していた。当該作業員は焼却残滓の積込み前に始業点検も行っているものであり、チェックシート等は請負人が作成しクリーンセンターは履行確認をすべきものであるが、当該契約書及び仕様書にはこのような点検業務は記載されていなかった。事業者がチェックシート等を作成し提出することについて、当該契約書及び仕様書に明記する必要がある。</p>	98

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	27		5.埋立処分地	<p>布施畑環境センターの将来ビジョンを明確に説明することを求めるもの</p> <p>布施畑環境センターは、昭和 47 年の設置時にはもっと短期的な利用が想定されており、跡地利用についても現在よりも楽観的な見方がされていたと思われる。しかしながら、社会の環境問題に関する意識の変化や廃棄物行政の変遷により、埋立処分地をとりまく状況は大きく変わってきた。その中で、新規に最終処分場を設置することは非常な困難が予想される。市は、延命化策を講じ、長期的な利用を前提とし平成 14 年度から 20 年間の賃貸借契約を締結するに至っている。平成 14 年度に改定された賃借料については、市不動産評価審議会の評定額の範囲内とはいえ、市にとって将来長期にわたる多額のコスト負担をもたらすものである。布施畑環境センターは、代替性がなく、長期間利用される施設である故に、柔軟な形での計画・試算が必要である。廃棄物処理をとりまく環境の変化が著しいからこそ、将来のビジョンを描いて市民に十分説明をしていくことは重要であり、その上で状況に応じてきめ細かな計画・試算の修正をしていくことが必要である。</p>	106～ 107
	28		同上	<p>排水管理施設管理業務遂行者の明確化を求めるもの</p> <p>当該業務を行うにあたり専任職員を配置するとされているにも拘らず、平成 19 年度では、正式な業務遂行責任者の専任届がなく、責任者が不明確となっていた。</p>	108
3			同上	<p>時間外勤務命令簿の命令印は、距離的に離れている場合であっても、所属長が押すことを求めるもの</p> <p>所長は自らに対する時間外勤務命令印を押していた。組織上は施設課長が命令権者であるが、物理的に難しいため自らが命令印を押していたとのことである。人事課に確認したところ、事後的にでも所属長である施設課長印が必要とのことであった。</p>	110

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
		7	同上	<p>ごみ搬入日報の清書業務について見直しを求めるもの</p> <p>日報の清書や業務日誌の作成は時間外勤務の内容となっているが、業務効率化を検討する余地はある。毎日の時間外勤務の内容を見直す必要がある。</p>	110
	29		同上	<p>事業系ごみの分別ルール違反について、排出事業者への指導強化の検討を求めるもの</p> <p>市が排出事業者への指導を徹底するには搬入業者との連携が欠かせない。市は、分別・排出の徹底を方針として挙げていることから、搬入業者の最大限の協力を得られるよう連携を強化し、不適切な分別に係る情報の収集、排出事業者に対するフィードバックをより適切に行っていく必要がある。</p>	111
4			.財産について	<p>プラント・機械設備を、それらの性質に応じて公有財産台帳に登録することを求めるもの</p> <p>資源リサイクルセンター、布施畑破碎選別施設及び東クリーンセンターには、プラント・機械設備があるが、これらは建物台帳にも工作物台帳にも備品管理簿にも記載されていない。なお、建物台帳は、建物本体だけでなく、建物附属設備も含めた価額で記載されているが、プラント・機械設備についてはこのような建物台帳の記載事項とも解されていない。しかしながら、プラント・機械設備は、市の所有する財産であり、地方自治法及びそれに関わる市の関連規則上、内容に応じて建物台帳、工作物台帳または備品管理簿に記載され管理されるべきである。</p>	114～ 115
	30		同上	<p>不動産に係る台帳の記録管理と活用を求めるもの</p> <p>不動産について、新規取得等異動があったときには、誤りや漏れがないように根拠資料に基づき適正に記録することが必要である。また、定期的に現況と土地台帳及び建物台帳との照合を行うべきである。特に建物については、火災保険付保の漏れや無駄をなくす面からも、現場における建物台帳等と現物の照合結果につき定期的な報告をさせる必要がある。</p>	115

指摘	意見	改善 要望	項 目	要 約	頁
	31		同上	<p>パッカー車の予備車の適正台数への削減を求めるもの</p> <p>行政サービスの確保とコスト管理の双方の要請を充たすよう、予備車を適正台数に縮減した収集運搬体制を確立することが望ましい。</p>	118
5			同上	<p>公用自動車使用承認簿及び運転日報の整備を求めるもの</p> <p>連絡車等その他の自動車の必要性の有無の検討を網羅的かつ適正に行うためにも、すべての車両について、備品管理簿への適切な記載及び統一された様式での公用自動車使用承認簿と運転日報の整備が必要である。</p>	122～ 123
6			同上	<p>備品管理簿及び借用物品管理簿への適正記録を求めるもの</p> <p>備品管理簿及び借用物品管理簿には、記録が必要な物品については、定められた項目について漏れなく記載し、増加減少が正しく記載されるようすべきである。</p>	127
7			同上	<p>仮設建物等の備品管理簿への記載漏れの修正を求めるもの</p> <p>仮設の建物等工事請負費で購入された物品が備品管理簿に記載されていなかった。備品購入費以外の支出科目で購入された物品については、備品管理簿への記載を要求されていないとの誤った認識によるものである。備品購入費で取得したものでなくとも、支出科目に関係なく備品管理簿に記載すべきとされているものについては記載し管理すべきである。</p>	127
8			同上	<p>資源リサイクルセンターにおける受託者への貸与品について管理を求めるもの</p> <p>資源リサイクルセンターでの現物実査、ヒアリング等によると、フォークリフト・ファックス・パソコン・プリンター等備品が受託者から持込みされている。一方、市保有の備品等財産については、受託者に無償で貸与しているものであり、契約終了後は返還を受けるものである。よって両者の備品については、管理上明確な区分が必要である。</p>	128

指摘	意見	改善 要望	項目	要約	頁
		8	同上	<p>寄贈品及び廃棄物利用品等について管理を求めるもの</p> <p>現場視察した事業所において、有志職員で構成する親睦会で調達したパーベル等の健康器具が職場内に置かれ、安全衛生管理の一環として職員の健康管理のために使用されていた。また、退職者からの寄贈品や廃棄物の利用等による現物も見られた。適正な管理を行うためにルールや取扱いを明確にすることが望ましい。</p>	128
		9	同上	<p>旧西部車庫の物品について西事業との統合作業を速やかに進めるべきもの</p> <p>旧西部車庫は、西事業所と統合されているが、旧西部車庫保有の物品について、台帳の交付や統合がなされていないものがある。現場で管理すべき物品については、速やかに台帳の交付、統合を行い、現場で管理できるようにする必要がある。</p>	128
	32		同上	<p>クリーンセンターの建替及び大規模改修に当たってライフサイクルコスト等を勘案することを求めるもの</p> <p>プラント・システム関連の保守点検・維持更新の費用は多額であるが、プラント・システム関連の特質上、保守点検・維持更新といった契約については、当初の施工業者と随意契約でなされることが多い。さらに、長期利用のための大規模改修工事についても同様に随意契約によることになるのであれば、建設当初に取得費用だけでなく、設備のライフサイクルを見通したコストを見積り、コストの低廉な業者の選定をすることが望まれる。</p>	133～ 134
	33		し尿処理・河川環境整備事業について	<p>河川環境整備事業に係る請負契約の競争性強化を求めるもの</p> <p>複数の業者が応札していることをもって競争性があると判断し、漫然とこのような入札を継続しても競争入札とした意味はないといえる、過年度の実績を徴求して内容を検討し、予定価格の算定方式に工夫を加えたり、入札内容を検討して不自然なものは排除する方針を示すなどして公平性・透明性の確保に努めるべきである。</p>	137